

日本陸軍におけるエア・パワーの発達とその限界 —運用規範書を中心に—

横山久幸

はじめに

「コソボ紛争はエア・パワーが単独で政治上の勝利を達成した」と主張する論文がある¹。この論文は、NATO軍による地上軍投入の脅威がスロボダン・ミロシェビッチ (Slobodan Milosevic) 前ユーゴスラビア大統領の妥協を引き出した、とする論調に反論したものである。このような論争は、エア・パワーが今日、国際紛争や戦争を解決するための有力な手段として、政治的にも重要な役割を担う国家の軍事的パワーとなったことを示している。しかし、コソボ紛争で見られたような決定的な役割を担う圧倒的なエア・パワーを持ちえるのは、今日、アメリカ一国のみであるといっても過言ではないであろう。それゆえ、アメリカのそれをもって国家の航空に関するパワーと見なせば、それ以外の国家、とりわけ専守防衛を国是とする日本などはエア・パワーを有していないことになる。しかし、その一方で、歴史的にも将来的にもエア・パワーがそれぞれの国家の軍事的なパワーとして欠くことのできない存在であることも事実であり、これを如何に位置付けるかが今後の国家安全保障上の課題となろう。

エア・パワーあるいは空軍力という語は、第一次世界大戦に航空機が登場して以来、陸海軍のそれと識別するために広く用いられてきた。しかし、未だに明確に定義されたことはなく、また、反論の余地がない地位を確立するまでには至っていない²。しかし、陸海軍の補助的戦力として生まれた航空部隊は、空軍として陸海軍とは異なる新たな役割を確立し、エア・パワーの中核的な存在となっていった。そこには戦間期から第二次世界大戦を通じて陸軍あるいは海軍の伝統的な運用思想との対立のなかで、航空運用に関する試行錯誤があった。この過程を歴史的な視点から検討することは、エア・パワーの本質に迫り、かつその将来のあり方に示唆を与えることになる。

本研究では、太平洋戦争末期には明らかに独立した空軍的色彩を帯びるまでに育った日本の陸軍航空が、結局は陸軍が行なう作戦から脱し切れなかったゆえに、エア・パワーとしての地位を確立するまでに至らなかったことを明らかにする。そこには陸軍航空としての限界が見え、航空戦力に対して戦争や国家安全保障上の目的に直結する役割を付与できなかったことが起因していることを指摘する。そこで第一に、日本陸軍の航空用兵思想が、地上軍への直接支援を航空戦力の本質と捉える地上作戦協力主体の考え方と、敵の航空戦

力を空地において撃破することを目的とする航空撃滅戦重視の確執のなかで、どのように形成されていったかを明らかにする。第二に、太平洋戦争ではそれまで規範とした航空用兵思想と実際の航空戦との間に乖離を生じ、陸軍は航空用兵の転換を痛感していったが、陸軍という軍種の枠内ではエア・パワーとして飛躍するまでには至らなかったことを論じる。最後に、日本陸軍における航空用兵思想の限界に関して、米陸軍内に留まりながらも、太平洋戦争直前に航空部隊として独立的な運用を確保した「米陸空軍」との相違を比較し、日本陸軍における航空用兵思想の発達に限界が生じた原因を考察する。

なお、「航空運用」という語は、今日、航空の作戦行動全般にわたる作戦遂行の主眼、部隊運用の要けつ、戦いの原則などを包含した概念として使われている。日本陸軍では、これを「航空用兵」と表現して部隊の指揮統率を含む広い概念で使用していた。そこで、本論では日本陸軍に関する記述については「航空用兵」を用いる。

1 太平洋戦争以前における日本陸軍の航空用兵思想の発達

日本陸軍は航空戦力の導入以来、航空用兵の基本的な原則や準拠を文書化する試みを重ねている。陸軍がこうした努力を行った理由は、陸軍本来の地上作戦との関係で陸上戦力とは異質な航空戦力を如何に位置付けるかということが陸軍内で常に意識されていたためであった。言い換えれば、空地作戦における作戦思想の統一を図る必要があったために、何らかの規範や準拠が求められていたからである。

そして、その制定過程での議論は、地上作戦協力と航空撃滅戦のいずれを重視するかが常に中心課題であった。太平洋戦争が勃発する前年の1940（昭和15）年に制定された運用規範書「航空作戦綱要」は相対立する両論を併記することによって、それまでの論争に終止符を打ったかに見えた。しかし、その本質は地上作戦協力であり、航空戦力が陸軍という軍種から脱皮できないジレンマを示すものであった。

(1) 航空用兵思想の萌芽

陸軍における運用規範書は大別して、軍以上の指揮統率・運用に関する「統帥綱領」と、師団以下の指揮統率あるいは練成訓練に関する「戦闘綱要」、「陣中要務令」、各兵操典などに分かれる。統帥綱領は1928（昭和3）年に制定され、航空用兵に関しても最上位の規範書となる。ここでは航空部隊を騎兵とともに偵察及び指揮連絡として運用することが主眼であり、特に、地上作戦決戦時における直接協力を最も重視した。一方、敵の航空戦力や政戦略目標に対する攻撃については一般原則として述べたに過ぎず、制空権に関してはまったく触れることはなかった³。統帥綱領における航空用兵思想は航空機が兵器として

発展途上であったため、地上作戦においてこの新兵器を如何に使用するかが課題であった。そして、この思想がその後制定される陸軍航空の運用規範書の性格を大きく規定することになる。

統帥綱領が制定される以前の航空用兵の研究として特筆されるものに、1922（大正11）年に陸軍大学校教官の小笠原數夫少佐が航空戦術講義録として記した「航空部隊用法二關スル一般原則」がある⁴。この当時、航空兵は新兵種としてその戦力が陸軍の作戦に影響するところが極めて大きいと認識されていたが、航空機やその技術の革新が目覚ましく、航空部隊の編制や用法が容易に定まらなかった。このため、「一般原則」では地上作戦協力と航空撃滅戦のいずれを重視するかという問題意識までには至らず、航空戦力を騎兵とともに地上作戦における偵察機能として位置付けていた。航空機による偵察への評価は、迅速、精確であっても、天象気象の影響を受け、騎兵や間諜のように内的事情を明らかにすることができない「外的観察」であるというものであった。このため、空中偵察のみの状況判断や過度の信頼を厳に戒めていた。「一般原則」の航空戦力に対する認識は、陸上戦力の補助的戦力として地上作戦に密着して協力する偵察機能であり、その能力も騎兵による偵察と相互補完の関係にある戦力であった。

一方、航空戦力の役割が主に偵察であったにもかかわらず、「一般原則」では地上作戦における制空権獲得の必要性にも言及している。制空権は絶対かつ永続的なものではなく、地上作戦の推移に応じて、「時期」と「地域」を限定して獲得することが必要であると説いた。しかも、制空権は敵飛行場などへの攻撃によって積極的に獲得すべきであることを強調した。この捉え方は、制空権の特性と航空戦力の特質を正確に掴んでいる点で注目値する。すなわち、制空権は絶対的なものではなく、時間的、空間的に流動的かつ相対的であり、航空戦力による占有力が乏しいことを認識している。しかも、航空戦力は広範な行動力と打撃力による攻勢を本質とする反面、地上にあっては無力に等しく基地依存度が極めて大であることを看取している。しかし、制空権を如何に認識しようとも、「一般原則」での制空権獲得の必要性は、味方の偵察活動を容易にし、敵の航空活動を妨害するためであり、航空機による偵察の優位が地上作戦を有利に導くとの考えからであった。

「一般原則」における制空権に対する認識は、陸軍が航空用兵の研究のためにフランスから招聘したフォール大佐やジョノー少佐らの影響を受けている⁵。ジョノーは1921（大正10）年9月に来日し、日本の陸軍航空に関する編制や運用について助言している。ジョノーは制空権の価値を力説して爆撃部隊の導入による戦略爆撃と戦場爆撃の採用を提言した。特に、日本の地勢的環境を考慮して陸海軍から独立した遠距離爆撃部隊が必要であることを説いたのが特徴である。しかし、その航空用兵思想の本質はフランスのそれと同様に地上作戦協力を重視したものであった⁶。「一般原則」は、これらの提言を陸軍にとって

実行可能な範囲で航空用兵を総合的に論じたものであり、その思想が混沌とする陸軍航空草創期の議論に一つの規範を与えた⁷。その一方、制空権の重要性と敵航空戦力の撃滅を強調したことは、陸軍航空の進むべき方向を示したともいえる。「一般原則」で萌芽した地上作戦協力と制空権獲得のための航空攻勢の思想は、航空戦力が攻撃戦力として充実されるとともに、陸軍における航空用兵上の対立として運用規範書に反映されていくことになる。

(2) 航空兵操典と地上作戦協力主体の航空用兵思想

陸軍は、1925（大正14）年の宇垣軍縮において初めて爆撃部隊4個中隊を編成し、それまでの偵察部隊中心の航空軍備から戦闘及び爆撃部隊による攻勢を主体とした戦力へと転換していった。以降、爆撃部隊が逐次増強され、1934（昭和9）年には航空部隊の分科比率が戦闘15、偵察12、重爆6、軽爆6、合計39個中隊となった⁸。「航空兵操典」は攻撃戦力への拡充を受けて、航空用兵の根本方針、戦闘原則を規定して教育練成上の指針を示す必要から1934年に制定された⁹。

航空兵操典は、編纂要領の冒頭で現行の編制及び装備を基礎として野戦軍に属する航空部隊の行動の基準を定めるとしている¹⁰。つまり、この運用規範書は陸軍の現有戦力に関する運用要領を定めたものである。したがって、陸軍航空の将来軍備の方向まで示したのではなく¹¹、その航空用兵思想は自ずと現行の陸軍作戦の制約を受けることになる。本文は綱領、総則に続いて、飛行隊及び気球隊の教練、飛行隊の戦闘原則について記してある。このなかで航空用兵思想を読み取ることができるのは戦闘原則であり、次の9項目が示してある。(日)「制空及援護」、(月)「空中戦闘」、(火)「対地攻撃」、(水)「搜索」、(木)「飛行場」、(金)「通信連絡」、(土)「会戦間ニ於ケル飛行隊ノ行動」、(祭)「敵陣戦及特種地形ノ作戦ニ於ケル行動」、(祝)「人員ノ訓練並器材、弾薬及消耗品ノ整備、補充」である。このうち(日)から(水)が偵察、戦闘、爆撃各部隊の任務であり、(木)と(金)が航空戦力発揮の基盤整備要領であり、(土)と(祭)が各作戦に関する各航空部隊の行動要領を示している¹²。

「一般原則」との最大の相違は、航空部隊の任務の第一を偵察から「制空及援護」としたことである。しかし、制空の目的は「一般原則」と同じく、「我航空機ノ活動」の自由と「敵航空機ノ行動」の制圧、すなわち制空権の獲得によって地上作戦を有利に導くことであった。その要領は敵の飛行場に対する航空攻撃と「空中戦闘」によるとした。このことは航空戦力が騎兵と相互補完をなす偵察機能から制空権の獲得という独自の作戦を遂行しえる戦力として位置付けられたことを意味する。この背景には、陸軍航空の兵科独立に続き、航空軍備の拡充による攻撃戦力の増強に努めてきたことがある。

一方、航空兵操典の編纂にあたって、特に強調された事項は、戦闘、偵察、爆撃各分科

の特性に応じて地上軍の作戦に「緊密ニ協カスヘキコト」及び地上作戦の優勢確保のために好機を求めて積極的に「敵航空勢力ノ撃滅」を企図することであった¹³。各航空部隊は地上作戦への緊密な協力が求められ、「敵航空勢力ノ撃滅」、すなわち後に陸軍航空の主戦法となる「航空撃滅戦」は地上作戦協力を有利に導くための手段とされた。この考え方が飛行隊の戦闘原則の第一項で、制空権獲得が「地上作戦ヲ有利ナラシメル」と表現された。したがって、戦闘原則の(土)及び(際)項の行動要領もすべて地上作戦協力のための作戦ということになる。

すなわち、航空兵操典における航空用兵思想は制空権獲得を重要な要素としているが、あくまでも地上作戦協力が本旨であり、制空権獲得もそのための一つ的手段と見なされていた。航空部隊は偵察機能の補完から独立して、単独で作戦を行なうまでに成長したといえるが、この時期の陸軍航空は、あくまでも陸軍の一兵科として地上作戦を支援する戦力に位置付けられていた。

(3) 航空部隊用法と空軍的用法への傾倒

地上作戦協力主体の伝統的な陸軍の航空用兵思想を転換させたものが1937（昭和12）年に編纂された航空部隊用法である。その前年には、1937年から始まる長期航空軍備計画の大綱が内示されていた。この軍備計画は、1934年時点での爆撃・戦闘・偵察の分科比率4:5:4を5:3:2として爆撃部隊に重点を置く戦力に転換しようとしたものである¹⁴。陸軍航空は、この軍備計画によって航空部隊が拡充されることから、それまで地上軍の各師団に分属されていた航空部隊を航空兵団の新設によって一元的に統率し、部隊練成の統一を図ることを試みた¹⁵。このため、飛行大隊以下の運用規範を定めた航空兵操典とは別に、その上位の部隊に関する規範書を新たに制定する必要がある。航空部隊用法は、飛行大隊が隷属する飛行集団及び混成、戦闘両飛行団の「運用並戦闘ニ關シ準拠スヘキ原則」を示すため、陸軍航空本部が起草したものである¹⁶。

航空部隊用法は、(日)「航空作戦」、(月)「航空会戦」、(火)「地上勤務」について記述され、(月)項はさらに「機動」、「航空撃滅戦」、「地上作戦協力」、「政略攻撃」の作戦ごとに区分された¹⁷。これらの項目は航空兵操典とまったく異なった構成となっているが、それ以上に航空用兵思想として大きな違いを見せている。その第一は、敵航空戦力の撃破を第一義として、地上作戦協力を二義的なものとしたことである。航空部隊用法は本来、航空兵操典の上位規範として地上作戦協力を本旨とした用兵思想でなければならない。しかし、航空部隊用法の「運用ノ要義」では、航空作戦の本旨を「速ニ敵航空戦力ヲ撃滅スルニ在リ」とした。そして、地上作戦協力と政略攻撃は「状況ニ依リ適時」実施するとした。確かに、航空兵操典の戦闘原則においても「制空及援護」が第一項に挙げられ、敵航空戦力の撃滅

が主戦法となっている。しかし、それはあくまでも地上作戦を有利に導く手段であって地上作戦協力に基づく思想であった。一方、航空部隊用法は、開戦初頭、特に第一撃での航空撃滅戦の成否が全軍の士気と全戦局に極めて重大な影響を与えるとして、航空撃滅戦思想を強く打ち出している。

なお、航空撃滅戦という用語はこのとき初めて使用された。その定義は「敵航空戦力ヲ撃滅スル目的ヲ以テ敵航空部隊若ハ航空施設、資源ヲ対象トシテ行フ航空部隊の戦闘」とされた¹⁸。今日でいう攻勢対航空（Offensive-Counter-Air）に極めて近い概念である。

航空兵操典との第二の違いは、航空部隊用法が航空撃滅戦を第一義としているにもかかわらず、「制空権」という語が一切使用されていないことである。このことに関して公刊戦史『陸軍航空の軍備と運用〈1〉』では、そもそも制空権の精密な定義が困難であること、また、この当時の陸軍主流がドーウエの「制空論」による空軍独立に批判的で制空権獲得徹底主義には賛同していない面があったことを理由として説明している。しかし、その一方で、航空部隊用法は明らかに制空権獲得「第一主義」であったとも述べている¹⁹。つまり、「一般原則」と同じように当時の陸軍航空にはその能力から絶対的な制空権の獲得が困難であるとの認識があり、「徹底主義」を採用することにはためらいがあったが、航空撃滅戦を第一義としたことは、制空権獲得「第一主義」であったということである。しかし、そうであれば制空権獲得を第一とした航空作戦がそもそも何のために行なわれるのかが疑問となる。航空部隊用法は航空作戦の目的を「速ニ敵航空戦力ヲ撃滅スル」こととしている。しかし、「敵航空戦力ヲ撃滅」することが何を狙いとしているかについては触れていない。航空兵操典の制空権獲得の目的は「地上作戦ヲ有利ナラシメル」であった。航空部隊用法は、それまでの地上作戦協力重視の姿勢から脱却しようとしたあまり、むしろ、制空権獲得という手段を目的化し、その結果、航空作戦の目的が不明確となったといえる。すなわち、航空作戦を行なう目的が航空部隊用法には明記されないまま、航空撃滅戦が強調されたことになる。航空部隊用法での作戦目的の曖昧さは、まさに、陸軍におけるこの時期の航空用兵思想の混迷と対立を表したものである。

第三の違いは、航空部隊用法が航空用兵思想として「空軍的用法」を採用したことである。「空軍的用法」は陸軍航空の悲願として、航空部隊用法の編纂理由書のなかで「特ニ強調又ハ簡明ナラシメタル事項」として強調されている。しかし、ここで疑問となるのは「空軍的用法」とは何かということである。編纂理由書の編纂方針には、対ソ戦における「速戦即決ノ我力作戦方針」に適應するように航空撃滅戦を主戦法として実施するとある²⁰。「空軍的用法」はこのための航空用兵である。編纂理由書の「我力作戦方針」とは、「昭和十一年帝国国防方針」の「用兵綱領」に示された短期決戦思想を指している²¹。「我力作戦方針」が陸軍作戦の方針ではなく国防方針を受けたと考えれば、その航空作戦は陸海軍

作戦とは異なる「空軍的用法」として意義を持つことになる。航空撃滅戦は、開戦とともに沿海州方面のソ連重爆部隊を急襲撃滅する戦法として、陸軍が「昭和十年度帝国陸軍作戦計画」から採用し、海軍も「昭和十二年度作戦計画」で対ソ戦における陸軍航空との協同で航空撃滅戦を明示した²²。陸海軍航空協同による航空撃滅戦の可能性が多分に、当時の陸軍航空の雰囲気として国防方針に基づく「我力作戦」における「空軍的用法」を意識させたといえよう。では、「空軍的用法」による航空作戦とは、どのような作戦を想定していたのか。

航空部隊用法は、これが編纂される前年にドイツへ派遣された「大島遣独航空視察団」の成果を多分に反映している。この視察団は、1937年から始まる長期航空軍備計画に資するためにドイツ空軍を視察することが目的であった。この報告では、「精鋭ナル大空軍建設」が日本にとって国防の完璧を期すために「先決ノ要件」であるとしている。しかし、ドーウエの「空軍万能論」を肯定したのではなく、あくまでも空軍が陸海軍と共に「渾然一体タルヘキ武力」であることを前提に軍備を拡充し、空軍を陸海軍から独立した新軍とすることを提言している²³。その理由として、空軍の機構や運用が陸海軍に馴染まないこと、陸海軍への分属のままでは直接協力作戦にのみ引きずられ、航空作戦に不可欠な戦力の培養が阻害されることなどを挙げている。そして、空軍独立の目的を陸海軍航空戦力の統合による国防資源の有効活用におき、航空戦力をして「陸海両正面一途使用」を可能にすることと、及び「国土防空ノ一元的完備」を期すためとした²⁴。この報告でいう「空軍」とは、陸海軍作戦協力と防空作戦に航空戦力を集中運用することと、そのために不可欠な一元的運用を可能にする新軍種を想定している。しかし、ここでの陸海軍作戦協力とは、航空兵操典がいうところの地上作戦協力を想定していない。陸軍作戦への協力は、戦争末期に持久戦に陥り易い対ソ戦において地上軍に替わって、「支配的効果ヲ齎スヘキ大打撃」を与え戦争を終局に導くためであった。また、海軍作戦協力は、陸上基地を有する航空機をもって敵の艦艇に「殲滅的威力ヲ發揮」するためであった²⁵。このために航空用兵に関する項では、「敵空軍ノ撃滅ヲ第一」とする航空撃滅戦思想を重視し、地上作戦直接協力は決戦時にその必要を認めても、決戦全期間を通じて航空部隊を拘束することは不可能とした。なお、この項では海軍作戦協력에具体的には触れることなく、「航空用兵上海戦思想ノ輸入消化ニ努力スルヲ要ス」としている²⁶。

したがって、航空部隊用法の「空軍的用法」とは、海軍作戦協力を将来の懸案として特に考慮されていないが、少なくとも徹底した航空撃滅戦思想を採用することによって、陸軍作戦から独立した航空作戦を指向した用法といえよう。しかし、航空撃滅戦による航空作戦が「我力作戦方針」に必ずと謳っても、陸海軍作戦とは異なる空軍としての作戦目的を明示していない。空軍が陸軍と「渾然一体タルヘキ武力」であると規定する以上、陸

軍航空が行なう作戦は必然的に陸軍作戦の範疇に含まれることになる。例えば、空軍の主要な任務となる「政略攻撃」については、主に「政略ノ見地」に基づいて、適時、敵の政治、経済等の要地を攻撃するとある²⁷。この表現は、まさにドーウェの戦略爆撃を想起させるが、その目的は「作戦目的ノ達成ヲ助長促進」するものであり、「作戦ノ推移ニ即応」して実施されるものであった。したがって、「空軍的用法」とはいえ、「政略爆撃」もまた陸軍作戦のためであることを意味している。

航空部隊用法は航空戦力を陸上戦力とは明らかに異なる戦力として意識しているが、依然として陸軍作戦を遂行する戦力から脱し得ない様子もうかがえる。航空戦力の位置付けに関するこのような曖昧性が地上作戦協力と航空撃滅戦の何れを優先するかという思想上の対立として、以後、陸軍内の地上軍と航空部隊の間で展開されることになる。

(4) 航空作戦綱要に見る地上作戦協力への回帰

航空本部が編纂した航空部隊用法は、「空軍的用法」を強調し過ぎるとの批判があった。その一つは、陸軍航空外からの非難であり、陸軍の伝統的航空用兵である地上作戦協力をあまりにも軽視し、陸軍の作戦から遊離して航空撃滅戦に没頭することは許されないとするものであった。もう一つは、陸軍航空内の対立で、戦爆協同の主体を爆撃部隊に置き過ぎるという戦闘機部隊からの異論であった²⁸。このため、航空部隊用法は航空作戦指導上の参考として配布されたに止まり、運用規範書として制定されることはなかった。そこで、陸軍は1938(昭和13)年に航空関係典範の起案権をもつ航空総監部を創設したのを契機に、これに代わる運用規範書の研究を開始した。このときに示された航空用兵の方針は、航空撃滅戦への傾倒を是正し、航空作戦の範囲を厳格に陸軍作戦の枠内に置き、航空撃滅戦の重視はあくまでもその範疇であって、地上決戦の際には航空戦力の総力を挙げて直接協力を行なうというものであった²⁹。そして、1940(昭和15)年2月に航空撃滅戦と地上作戦協力を同列に記した「航空作戦綱要」が制定された。この規範書は明らかに航空部隊用法の「空軍的用法」とは異なる航空用兵思想であり、地上作戦協力を主体とした航空兵操典への回帰であった。

航空作戦綱要で取り上げた項目は、(日)「情報」(「搜索」、「敵情監視」、「気象勤務」、「諜報勤務」)、(月)「航空撃滅戦」、(火)「地上作戦直接協力」、(水)「敵ノ背後連絡線及戦(政)略上ノ要地ニ対スル攻撃」、(木)「要地防空」の5項目である。その航空用兵思想の本質は、陸軍作戦のための航空戦力の発揮であり、「指揮ノ要則」の第一項で、航空部隊は「作戦全局ノ要求ニ立脚シ其ノ戦捷ニ最大ノ寄与ヲ齎ス如ク運用セラルベキ」とした。そのために作戦の終始を通じて「敵航空勢力ノ撃滅ヲ図ル」ことされた³⁰。このように表現された航空作戦綱要の航空用兵思想に関して、先行研究では、次のように説明している。すなわ

ち、航空撃滅戦を強調しているかのようであるが、航空は直接、間接に地上作戦に協力すべきであるとする考え方と制空権獲得を目指す航空用兵との妥協であったと解釈している³¹。しかし、「作戦全局」とは具体的には「ある方面の陸軍作戦全般」を指していることから³²、航空撃滅戦がある戦域の地上作戦の要求に立脚して行われるものであることを明記したと解することができる。したがって、航空撃滅戦が航空作戦の目的であった航空部隊用法の用兵思想から後退して、航空兵操典のように地上作戦を有利に導く手段となった。

しかも、航空撃滅戦と地上作戦協力の関係について、第一項は続いて、特に緊要な時期、なかでも開戦にあっては、まず、航空部隊は全戦力を挙げて「敵航空勢力ノ撃滅」を図らなければならないとしながらも、じ後、作戦の推移に即応して「敵航空勢力ノ撃滅」又は「地上作戦直接協力ニ任ズル」とした³³。緒戦における航空撃滅戦の採用は、この当時航空攻撃による開戦論が盛んであったことから航空部隊用法も重視していた。航空部隊用法との相違はじ後の作戦に対する姿勢にある。全作戦を通じて航空撃滅戦を強調した航空部隊用法に対して、航空作戦綱要は航空撃滅戦と地上作戦協力作戦の進捗に応じて適宜実施するというものである。対ソ戦において、緒戦の航空撃滅戦を全力で実施した後に空地一体となった作戦を想定した理由は、圧倒的な航空戦力を有する極東ソ連軍に対して、作戦の終始を通じてソ満国境の広範な戦域で航空撃滅戦を行なうことが不可能であるとの判断からであろう。しかも、ここで注意を要することは、航空撃滅戦に対置する作戦として、航空部隊用法での「地上作戦協力」を「地上作戦直接協力」としたことである。それまでの地上作戦協力を「直接協力」とした意図は、航空撃滅戦を地上作戦に対する「間接協力」とする含みを持たせる意味合いがあったと取ることができる³⁴。それ故、じ後の作戦で実施する航空撃滅戦も地上作戦直接協力も、さらには緒戦の航空撃滅戦も「全軍戦捷ノ途ヲ拓ク」³⁵、すなわち陸軍作戦の完遂を目指したものと見える。

航空作戦綱要においては、航空部隊は地上作戦に直接・間接に協力するための戦力であり、制空権の獲得も地上作戦を有利に導く手段であると位置付けられている。陸軍作戦の範疇であっても、航空作戦を地上軍から独立した一つの作戦と捉えようとした航空部隊用法よりも、航空用兵思想の発達という観点からは後退し、航空兵操典に近いものとなっている。しかし、この思想上の後退が戦略爆撃の考えには現れていない。航空部隊用法では「政略攻撃」であったものが、航空作戦綱要は「敵ノ背後連絡線及戦（政）略上ノ要地ニ対スル攻撃」としている。「背後連絡線」への攻撃は後方連絡線や部隊の結集地を目標とした、今日でいう航空阻止（Air Interdiction）に近いものであり、その目的は作戦全局の遂行を容易にするためであった。また、「戦（政）略上の要地」に対する攻撃の目的は、敵の作戦遂行能力の喪失と敵国国民の不安動揺の助長・促進であった。航空阻止と戦略爆撃を一括りとしている観はあるが、航空作戦綱要での戦略爆撃の目的は、より戦略性が意識さ

れている。

2 太平洋戦争と日本陸軍の航空用兵思想

太平洋戦争における航空戦は、地上作戦協力と航空撃滅戦のいずれを重視するかという日本陸軍における航空用兵思想の対立に、緒戦において終止符を打たせることになった。しかも、その後の航空戦の展開は航空戦力の価値の増大とともに、陸軍の航空用兵思想をますます「空軍的用法」へと傾倒させることになった。しかし、そこには陸軍航空ゆえに、航空用兵思想の発達における限界を露呈することになった。その限界とは、それまでの対立が航空作戦の目的を曖昧にしたまま、地上作戦協力か、航空撃滅戦かという手段の当否に終始したことが原因であった。

(1) 開戦初頭の航空用兵

それまでの運用規範書の変遷から、太平洋戦争初期の南方進攻作戦は1940（昭和15）年の航空作戦綱要に沿って計画されたと見ることができる。しかし、マレーでの航空作戦はその航空用兵思想と大きく掛け離れたものとなっている。航空作戦綱要は日中戦争の経験を取り入れて編纂されたことになっているが³⁶、航空戦力をほとんど有しない中国軍であったために、その航空用兵思想を実戦によって証明する機会がなかったのが実情である³⁷。しかも、航空作戦綱要は、本来対ソ戦を想定しており、ソ連の航空戦力が圧倒的に優位であったために、地上作戦と航空作戦が遊離することをおそれ、航空撃滅戦と地上作戦協力の何れを優先するか、さらには制空権獲得を作戦目的として如何に位置付けるかといった、陸軍としての航空作戦の本質にかかわる部分に曖昧さを残していた。

この曖昧さゆえに、陸軍航空の主力が投入されたマレーでの航空作戦は、航空作戦綱要が規範とした密接な地上作戦直接協力と航空撃滅戦による地上作戦間接協力の用兵ではなく、制空権獲得を目的とした航空部隊用法の「空軍的用法」が採られた。これを可能としたのは、この作戦を立案した南方軍総司令部第四課長（航空）の谷川一男大佐と実戦の指揮を執った第三飛行集団長の菅原道大中将の作戦指導に負うところが大きい³⁸。この作戦は、いわば航空部隊用法の用兵思想を実戦で再現したもので、(日)独立空軍的用法、(月)制空権獲得を目的とした航空作戦、(火)航空撃滅戦の重視という特徴を有している³⁹。この作戦で行われた「空軍的用法」は、航空作戦を担任する第三飛行集団を南方軍直轄として地上作戦を実施する第二十五軍から分離し、航空作戦の独自性を確保することによって可能となった。そして、制空権の獲得が地上作戦間接協力のためではなく、作戦全局に寄与するとの考えで航空撃滅戦を重視した。この航空用兵思想に基づく作戦は、その後のシンガポー

ル、パレンバン、ジャワ、ビルマ攻略と続く太平洋戦争での攻勢が一段落する 1942（昭和 17）年 3 月頃まで行われた。

航空部隊用法でいうところの制空権獲得を目的とした「空軍的用法」が太平洋戦争初期の勝因に大きく寄与したことは間違いがないところである。しかし、ここでの航空作戦も航空部隊用法で指摘したように、航空作戦の独自性が発揮されたとはいえ、あくまでも陸軍作戦のための制空権獲得という目的であり、陸軍の枠から出るものではなかった。しかし、その一方、1941（昭和 16）年 12 月のラングーン爆撃と翌年 2 月のパレンバン空挺作戦は、陸軍作戦のための航空作戦とはやや趣を異にしており、陸軍航空の航空作戦が多様化へと向かう先鞭であったといえよう。

ラングーン爆撃はマレーへの航空撃滅戦と並行して、背後の脅威となるビルマ方面の英空軍を早期に排除すること、併せてビルマ中枢への空爆による政治的効果を狙って行われた。一方、パレンバン空挺作戦は第二十五軍によるシンガポール攻略作戦の直前であったにもかかわらず、第三飛行集団長の指揮下で、石油地帯の早期占領と次期作戦のための飛行場の確保を目的として実施された。ラングーン、パレンバンの両作戦とも制空権の維持・拡大を作戰目的としているが、加えて、ラングーンは戦略爆撃の性格を有し、パレンバンは重要資源地帯の確保を主な目的としていた。これらの作戰目的はともに航空作戦としての完結性を持ち、航空戦力発揮の独特の形態と見ることができる。

マレー進攻での諸作戦が航空作戦綱要の地上作戦協力を主体としたものでなかったにもかかわらず、陸軍作戦として受け入れられた理由は、第一に南方進攻作戦の目的が重要資源地帯の早期占領・確保にあり、そのために地上作戦も航空作戦もその進捗速度が優先されたことである。航空作戦綱要に準拠すれば緒戦、南部仏印の作戦発起基地から陸軍航空の主力をもってマレー半島への航空撃滅戦を実施し、じ後、地上軍の進軍速度に合わせて直接・間接支援を行なうことになる。しかし、海軍の空母の支援がなく陸軍機の短い戦闘行動半径をもって油田地帯を早期に確保するためには、地上軍の進度以上に制空権の推進が優先され、空地作戦の分離を認めざるをえなかったといえる。第二に、いずれの運用規範書も陸軍が行なう全ての作戦の規範となるべきものではなく、あくまでも陸軍にとって最大の脅威である対ソ戦でのそれを定めたに過ぎない。大陸での対ソ戦とは大きく異なる長大なマレー戦域では、そもそも運用規範書に則った作戦を行なうことが困難であったといえる。陸軍は用兵の本質を自由とみなし、作戦の条件は千変万化であり、一定の形式をもって律することは不相当と考えていた。このため、運用規範書制定の基本姿勢は、国防方針、軍備等による一定の制限を加えるというものであった⁴⁰。第三に、谷川と菅原の航空用兵思想が「空軍的用法」を理想としていたことである。菅原は大島遣独航空視察団ですでに大空軍の建設を唱えている。また、谷川もマレー作戦終了後の戦訓調査会において、

じ後の戦力構成を打撃力よりも機動性を重視した戦闘機主体にするとした多数意見に反対し、ただ一人、「空軍的運用」のために重爆部隊を残すことを主張している。おそらく、谷川と菅原といえども、対ソ戦であった場合には、航空作戦綱要を無視して「空軍的用法」を実践することは不可能であったろう。

次に、運用規範書では取り上げられることがなく、開戦当初から問題となった事項として、海軍航空部隊との協同がある。南方進攻作戦に際して、この戦域に限定した陸海軍航空中央協定と陸海軍現地協定（サイゴン協定）が締結された。この協定では使用兵力及び使用基地を定めたほか、任務区分として陸軍航空部隊は主にマレー方面における航空撃滅戦を、海軍航空部隊は陸軍作戦への協力と敵艦船撃滅戦を行なうとした⁴¹。その際の作戦はそれぞれの指揮下で各個に行なうことを想定しており、具体的な協同要領を定める必要を認めていなかった。マレー進攻作戦は予期以上の成果であったこともあり、1942（昭和17）年4月の南方軍の戦訓研究会では、「海軍との協同が濃密であった」と評され⁴²、航空戦力の総合発揮の観点からの協同要領やさらに進んで統合運用の必要性にまでは議論が及ばなかったようである。

しかし、その後の太平洋戦域における米軍の反攻は、島嶼を飛び石的に占領して航空基地を獲得し、制空権を逐次推進する戦法を採っている。まさに、陸海軍航空戦力の統合発揮がこの戦域での戦勢を支配するに至った⁴³。一方、日本の陸海軍航空の協同は作戦や戦闘区域を区分することが目的であり、協同あるいは統合作戦における要領が検討されることはなかった。このため、大戦末期には多くの問題に直面することになった⁴⁴。この陸海軍航空戦力の協同作戦が航空作戦綱要の改訂に際して主要な問題の一つとなっている。

(2) 航空作戦綱要の改訂と「空軍的用法」への転換

陸軍航空総監部は、1942（昭和17）年2月中旬に太平洋戦争緒戦の戦訓を今後の教育訓練及び航空部隊の練成に活用するため戦訓収集班を南方戦線に派遣している⁴⁵。そして、この調査は、それまでの大陸を戦域とする作戦から南方戦域にも対処できる航空用兵思想とすることが急務であり、航空作戦綱要の思い切った改訂が必要であることを認識させた。すなわち、地上作戦協力に固執する従来の姿勢から制空権の獲得を目的とした航空撃滅戦を主体とする「空軍的用法」へ転換することであった⁴⁶。このため航空総監部は直ちに「航空作戦綱要」の改訂に着手し、4月には改正要綱が決定された。ここで取り上げた項目は、(日)「集中」、(月)「航空撃滅戦」、(火)「地上作戦協力」、(水)「海洋ニ於ケル作戦」（「上陸作戦協力、上陸防禦作戦協力」）、(木)「背後連絡線ニ対スル攻撃」、(金)「政（戦）略上ノ要地ニ対スル攻撃及要地防空」、(土)「空中挺進作戦」の7項目であった⁴⁷。

この改訂では、陸軍航空の各部隊が航空軍司令官の統一指揮の下に独立して「一方面ノ

航空作戦」を遂行すべきであると規定したうえで、航空部隊用法やマレー航空作戦の「独立空軍的用法」が採用された。また、航空作戦指導の本旨は制空権を獲得して「全軍戦捷ノ根基ヲ確立スルニ在リ」とした。そして、航空撃滅戦の目的を速やかに「敵航空勢力ヲ圧倒撃滅」して制空権を獲得することとした。この制空権獲得第一主義と航空撃滅戦重視の思想はマレー航空作戦の経験に則つとり、大陸での地上作戦を有利に展開するための地上作戦協力と航空撃滅戦を併用する思想から制空権獲得を目的とした航空撃滅戦へ転換したことを明らかにしたものである⁴⁸。しかも、制空権獲得の目的が「全軍戦捷ノ根基ヲ確立スル」とある。1940年の航空作戦綱要では、航空部隊の任務がある方面の陸軍作戦の戦勝に寄与すると限定していたが、改訂では「全軍戦捷ノ根基」、すなわち陸軍の全作戦の戦勝が制空権獲得を基盤とするとの認識に至ったと解することができる。

つまり、航空作戦綱要の改訂では航空作戦がある方面の地上作戦を有利に導く手段ではなく、陸軍作戦の全般に渡って制空権を獲得するための航空作戦になったといえる。この意味で、陸軍作戦の枠内であっても航空戦力が陸上戦力とは異なる存在として、全作戦を支える戦力として捉えられたといえよう。

一方、「空軍的用法」が採用されたとはいえ、ラングーン爆撃のような「政(戦)略上ノ要地」や「背後連絡線」に対する攻撃などは、1940年の航空作戦綱要との相違がなく、特に重視する姿勢とはなっていない。これは爆撃部隊を中核とした航空撃滅戦思想から戦闘機部隊を重視する姿勢に変わったことを示している。これは南方航空作戦における一式戦や零戦の圧倒的戦果の戦訓から戦闘機の集中使用によって敵に空中決戦を強要し、一挙に制空権を獲得しようとする意見が大勢を占めたためであった⁴⁹。

また、この改訂で新たに追加された作戦として「空中挺進作戦」と「海洋ニ於ケル作戦」がある。「空中挺進作戦」はパレンバン空挺作戦でその効果が実証されて採用されたものである。空挺部隊は航空部隊にあって航空戦力の行動力と機動力を利用した「特種ノ作戦」を行なう部隊として位置付けられた⁵⁰。

次に、「海洋ニ於ケル作戦」は「上陸作戦協力」と「上陸防禦作戦協力」に区分されている。いずれの作戦協力でも海軍航空部隊との協同が明記された。「上陸作戦協力」での協同要領に関し、南方航空作戦では任務区分と担任部隊を定めたただけであったが、改訂では「航空撃滅戦」の項で「協同作戦の方針」、「指導要領、特に作戦目標」、「協同すべき部隊及び配置」、「作戦開始時期及び期間」、「協同使用の兵器、資材及び施設」、「相互の識別」などに関して必要な協定を結ぶとした。この要領はマレー航空作戦での協定と実戦の経験を運用規範書として明文化したといえる。一方、「上陸防禦作戦協力」は連合軍の反攻に備えることを意図していたと思われる。しかし、南方作戦では行なわれなかったこともあり、陸海航空部隊の協同要領は従来どおり単に作戦を分担するに留まり、具体的内容に踏み込

んでない⁵¹。その後の連合軍の反攻を想起すれば、「上陸防禦作戦協力」での陸海航空部隊の協同要領の具体化こそが重要であったといえるが、陸海軍航空戦力の統合発揮という観点がこの時点においても十分には認識されてはいなかったことを示すものであろう。

この改訂で航空作戦の目的が制空権獲得にあることを明記し、航空戦力の総合発揮の観点から方面軍単位とはいえ一元指揮を掲げ、かつ陸海航空部隊の協同要領にまで言及したことは評価できよう。しかし、航空作戦の目的である制空権の概念には触れることなく、ここでも航空作戦の目的が結局は「全軍戦捷」の手段となっている。航空戦力の最大発揮のためには「独立空軍的用法」が必要であることを認識しても、多分に陸軍作戦の範疇から脱し切れない限界を読み取ることができる。

その後、戦況の激化に伴い運用規範書の編纂を否定する空気が濃厚となり、この改訂作業は停止し、制定までには至らなかった。そして、その都度、戦訓を収集して配布し、それぞれの一線部隊の経験を交換する方法へと変っていった⁵²。

3 日本陸軍における航空用兵思想の限界要因

日本陸軍の航空用兵思想の発達を阻害した要因を検討するにあたり、1941年6月に「陸空軍」として事実上の独立を達成した米陸軍航空との比較を行なう。この相違こそが、太平洋戦争における勝敗の要因の一つとされる航空戦の優劣を決した鍵であったといえる。そして、この勝敗が戦後のエア・パワーの発展の方向性を規定したとさえ見ることができる。また、日本陸軍においては太平洋戦争までに再三にわたり空軍独立が主張され⁵³、米陸空軍も大戦を経てようやく空軍として独立を果している。エア・パワーの発揮の観点からは、必ずしも空軍として独立することが唯一の方法でないことは米陸空軍での戦略爆撃思想が物語っており、エア・パワーの本質を探るうえで日米の比較は格好の材料といえよう。

大戦前の米陸軍においても日本陸軍と同様に航空戦力に関して、「空軍はただ単に陸海軍の支援部隊に過ぎない」という考えが支配的であり、米陸軍航空が空軍として独立することを阻んでいた⁵⁴。しかし、米陸軍航空は陸軍の組織内に留まりながらも、大戦直前には「陸空軍」として航空部隊の独立的運用と航空作戦の自主性を確保していった。一方、日本陸軍は大戦末期において航空戦力重視の姿勢を打ち出したものの、結局、陸軍航空が陸軍作戦から独立して作戦を行なうまでには至らなかった。日本の陸軍航空も米陸軍航空も空軍として独立することへの願望は同じであり、その理由はともに航空戦力を最大限に発揮することと、それを妨げる陸軍内、特に地上軍の航空戦力への無理解に対する不満であった。

それでは、日本の陸軍航空と米陸軍航空にはどのような違いがあったのか。米陸空軍の生い立ちと比較した場合、次の相違が明らかとなる。それは第一に、陸海軍が支配する戦域とはまったく異なる「新たな戦域」としての空域に対する意識の有無であり、第二に、日本にとっての中国大陸とアメリカにとっての欧州大陸という、大戦前の戦略環境に基づく作戦上の要求の相違であり、第三に、航空戦力最大発揮のための一元指揮に対する認識の差であった。以下、この三点について考察する。

(1) 新たな戦域に対する意識

米陸軍は、再三議論されてきた空軍独立問題に関して最終的な判断を下すために、1934年、元陸軍長官のニュートン・D・ベーカー (Newton D. Baker) を委員長とする「ベーカー特別委員会」を設置した。委員会はこの問題に関して、航空部隊をこれまでどおり陸軍部隊の一員として参謀本部の統制下に置くと結論付けた。しかし、ベーカー委員会の決定にもかかわらず、米陸軍航空は、1935年に遠距離爆撃機 B-17 の導入が決定されたことを契機に航空作戦の自主性と部隊運用の独立性を勝ち取っていった。この当時米陸軍空軍総司令であったヘンリー・H・アーノルド (Henry H. Arnold) は、1935年が空軍史における転換期であったと回顧している⁵⁵。米陸軍航空の遠距離大型爆撃機導入計画は、本土防空のために「敵に我が沿岸に近づく手段を与えない」とする運用構想に基づいていた。この要求が本土防空のためであったにもかかわらず、遠距離爆撃機を装備したことによって、「空域は陸海に劣らぬ戦域であり、陸海の戦勢に必ずしも支配されることなく敵を壊滅する機会を与えてくれる所」との意識が米陸軍航空に生まれた⁵⁶。この意識が「陸空軍」へと脱皮するための戦略爆撃思想を強調する原動力となった。ここで重要なことは、アメリカの戦略爆撃思想がドーウエの理論に基づくものではなく、防空思想の延長として着想されたことである。そして、陸海軍の戦域とはまったく異なる空間に航空戦力発揮の機会を見出し、そこに航空作戦の独自性を求めたことである。

一方、日本の陸軍航空が運用規範書で防空の必要性を説いたのは、1940年の航空作戦綱要からである。「空軍的用法」を強調した航空部隊用法では敵の来襲を待つて要撃や追撃に終始することを戒めて防空に関しては言及していない。しかし、航空作戦綱要になると軍事、政治、経済上の中枢の防空、いわゆる要地防空の必要性を説き、「我が要地ヲ空襲スルノ虞アル敵航空部隊」を撃滅するために、適時、航空撃滅戦を敢行するとした⁵⁷。攻勢をもって防空の手段とする発想は、アメリカの遠距離爆撃導入の要求に通じるものがある。しかし、日本陸軍が想定した「空襲スルノ虞アル敵航空部隊」とは、実際には沿海州方面のソ連重爆撃部隊を指している。この重爆部隊は確かに本土防空のための重要な攻撃目標ではあったが、それ以上に対ソ戦における制空権獲得を優勢に進めるための緊要な戦

術目標であり、しかも、長距離爆撃機を必要とするほどの地理的關係にはなかった。

一方、戦略爆撃に関して航空部隊用法は、その目的を政治・経済上の要地を攻撃することが陸軍の行なう作戦目的の達成を助長促進するとした。航空作戦綱要では、軍事・政治・経済上の要地攻撃が敵の作戦遂行能力と敵国民の戦意を喪失させ、作戦指導と戦争目的達成に寄与するとした。航空作戦綱要のほうで戦略爆撃の目的をより戦略的に捉えており、その必要が一層認識されたことを示している。しかし、いずれの運用規範書においても、作戦区分上の優先順位が低く、その手段はあくまでも航空撃滅戦の範疇であった。むしろ、その内容はこの当時の航空作戦の概念を網羅的に記述したにしか過ぎないようにも取れる。

日本の陸軍航空は航空撃滅戦を地上作戦協力に対する対立概念として捉え、陸軍作戦での主体性を確保しようとするあまり、航空作戦のすべてを航空撃滅戦に収斂させていったように感じられる。このため航空撃滅戦に過度に傾倒することになった。このような航空用兵思想からは、陸海作戦とは元々異質な防空作戦や戦略爆撃を採用しても、そこに「新たな戦域」を見出すことは不可能であったといえよう。防空上の要求から戦略爆撃が生まれたアメリカとは異なり、地上作戦協りに拘束されつつ航空撃滅戦に終始したことが航空作戦の多様化を阻害し、陸軍作戦とはまったく異なる任務を見いだせなかったといえる。

(2) 戦略環境に基づく作戦上の要求の相違

第二次世界大戦初期において、イギリス軍が欧州大陸から撤退したことによって、連合国側はドイツに対する唯一の攻撃力としてアメリカの航空戦力に期待をかけるようになった。このため、アメリカは1939年以降本格的な航空戦力の増強に乗り出した。一方、アメリカ国内でも、欧州大陸を席捲したドイツによる電撃戦の衝撃が「アメリカも間もなく脅威に晒されるであろう」との恐怖を巻き起こした。このため、それまで長距離爆撃機が侵略的兵器であるとの理由で、導入を拒否していた議会在長距離爆撃機の増強に同意するようになった⁵⁸。しかも、1941年1月に行なわれた米英間の幕僚懇談会では、対独戦協同行動に関して、「枢軸国の軍事力を撃破し、侵攻を阻止するための空軍力支援」が急迫な課題として取り上げられた。連合国側のこのような期待が「如何なる連合国兵士と雖も航空兵以外は、西ヨーロッパの戦場に近づくことができない」という地位と責任を米陸空軍に与えることになった⁵⁹。すなわち、米陸軍航空が陸空軍として自主性を確保しえた背景には、ペーカー特別委員会の決定を無効とするほどの地政学的關係が生じていた。それは、欧州大陸に橋頭堡を失った連合国側支援という政治的要請であり、この要請に応えるために障害となる大西洋を挟んだ欧米との地理的關係であった。こうした時代の要請に基づく作戦上の要求が唯一の支援戦力としてアメリカに戦略的な航空戦力を要求し、米陸空軍に

陸海軍では不可能な新たな任務を与えることになった。

一方、日本陸軍は航空兵操典以降、航空撃滅戦を採用して沿海州のソ連重爆部隊を撃滅することを重視していた。この戦法は欧州戦線に対するアメリカの戦略爆撃の要請と同様に、航空戦力の有する空間的柔軟性の特質ゆえに作戦上の要求として生じたものである。しかし、日本の対ソ戦とアメリカの対独戦には戦略環境とそれに伴う作戦上の要求に決定的な違いがある。日本陸軍の場合、第一に、極東に展開する圧倒的なソ連の航空戦力に対して、制空権を維持し続けることが戦力的に劣勢にある陸軍航空では不可能であり、ソ満国境沿いに展開する関東軍との空地一体の作戦を無視しえなかったことである。第二に、中国大陸と日本の位置は、遠距離爆撃を必要としたアメリカと欧州大陸の関係に類似しているが、中国やシベリアには戦略目標となる政治・経済・軍事上の重要な目標がほとんど存在していなかったことである。このため作戦上の要求として長距離爆撃機が切実な問題とはならなかった。

もっとも、大戦前において陸軍航空が遠距離爆撃の必要性を認識したとしても、当時の日本の航空機開発・生産能力では、その要求を満たすことは困難であったろう⁶⁰。しかし、運用の要求が技術の進歩を促すことも事実であり、日本の陸軍航空が想定した戦域に長距離大型爆撃機を必要とする目標、すなわち戦略爆撃思想が生まれる対象が存在しなかったことがアメリカとの決定的な相違であったといえよう。

(3) 航空部隊の一元指揮に対する認識

ペーカー委員会は米陸軍航空が空軍として独立することを否定する一方で、空軍総司令部の設置を認めることで空軍独立の主張に譲歩した。この措置によって陸軍の全航空部隊の一元指揮を可能にただけでなく、地上軍司令部に統制を委ねることは航空戦力の最大発揮を阻害するという陸軍航空の不満を解消することになった⁶¹。空軍総司令部はB-17が導入された1935年に創設されており、航空戦力のための「新たな戦域」という自意識が醸成されるなかで、航空部隊の統一指揮が実現したことは航空作戦の自主性に大きく道を拓くものであった。まさに、この時に陸空軍となる条件が整っていたといえる。そして、連合国軍支援という時代の要請を受けて、米陸軍航空は陸軍の支援部隊から脱して作戦の独自性を確保していった。

一方、日本陸軍においても航空部隊の統一指揮に関する動きは、航空部隊用法制定の契機の一つとなった航空兵団構想に見られる。航空兵団は、米陸軍の空軍総司令部設置の翌年に編成されている。このことは日米ともほぼ同時期に統一指揮の必要性を認識していたことを示すものであろう。しかし、アメリカとの相違は、明治憲法に基づく陸軍軍制においては全航空部隊を統轄する司令部の設置が不可能であったことである。このため航空兵

団の権限、規模ともに限られ全航空部隊を統轄するには至らなかった。その後、飛行集団も編成され一方軍隊単位で地上軍に分属された。谷川は太平洋戦争初期の「南方軍陸軍作戦計画」で南方軍に編入された第三飛行集団を地上軍の第二十五軍に配属することなく南方軍直轄として、航空部隊の独立性と航空作戦の自主性の確保を試みた。この編制によって第三飛行集団は制空権獲得を優先する作戦を行ない、これが南方作戦の勝因の一つとなった⁶²。この教訓を生かし「航空作戦綱要」の改訂では、航空軍司令官の統一指揮のもとに独立して「一方向ノ航空作戦」を遂行するとした。そして、さらに本土決戦の必要から1945年3月にはそれまで各方面軍に分属していた航空部隊を統一指揮する航空総軍司令部を設置した⁶³。

結局、太平洋戦争における航空戦力の価値の増大と戦局が逼迫したことによって、日本陸軍は航空戦力の総合発揮の観点から航空部隊を統一指揮する必要に迫られた。しかし、アメリカが1935年に空軍総司令部を設置していたことを想起すれば、その後に本格的な航空戦が日米間で戦われたことは日本陸軍の航空総軍司令部の設置が遅きに失った感がある。太平洋戦争緒戦において谷川が航空部隊の一元指揮を可能としたとはいえ、南方軍という一方軍隊の作戦の範疇でしかなかった。航空作戦綱要改訂における航空軍司令官の統一指揮は谷川の試みを規範としただけであり、全航空部隊の統一指揮の必要性が十分に認識されないまま、大戦末期になって航空戦の劣勢とともにようやく悟ることになる。

おわりに

日本の陸軍航空は、極東ソ連軍の航空戦力と対峙する戦略環境のなかで、陸上戦力、海上戦力に次ぐ第三の戦力として認識されるまでに発展してきた⁶⁴。しかし、その航空用兵思想を規定していたものは陸軍という軍種の枠であり、航空戦力の役割は如何に有力な戦力となろうとも、陸軍が行なう作戦の支援戦力に過ぎなかった。航空戦力が陸軍作戦の範疇に留まるかぎり、国家のエア・パワーとして育たないことを日本の陸軍航空の生い立ちが物語っている。一方、陸軍の枠から脱すること、すなわち、空軍として独立することがエア・パワーとなりえる必要十分条件でないことは米陸空軍が示すとおりである。日本の陸軍航空と米陸空軍との違いからいえることは、航空作戦のための「新たな戦域」を見出しえたか否かである。米陸空軍は、「新たな戦域」において陸海軍の作戦から離れ「枢軸国の侵攻を阻止」するという戦争目的に直結し、かつドイツを脅威と見なしたアメリカの安全保障上の要請に直接応えようとした。一方、日本の陸軍航空は航空作戦綱要改訂では「上陸防禦作戦協力」の必要性を十分に認識していなかったものの、太平洋戦争末期に陸海軍航空戦力協同による連合軍の本土侵攻阻止で、ようやく戦争目的を達成するための

「新たな戦域」を痛感せざるをえなくなった。日米の相違は地政学から来る航空戦力に対する時代の要請が米陸軍航空に働いたことである。そしてこの際、航空作戦の独自性を確保し、航空戦力を最大限に発揮させるために必要なことが航空部隊の一元指揮である。

結局、航空戦力がエア・パワーとなりえるためには、航空作戦が陸海軍作戦から独立して完結性を持った作戦として確立されることであり、そこで行なう作戦は戦争や国家の安全保障に直結した目的を有することが要請される。そして、航空戦力がこの二つの要件を満たす軍事的なパワーとして位置付けられとき、エア・パワーと呼べるであろう。最近の湾岸戦争、アフガニスタン、コソボ、そしてイラクでの航空作戦は、それぞれの戦争目的に応じてターゲティングが選択されている。この意味でエア・パワーが戦争目的、さらには国家の安全保障と直結していることをますます鮮明に示しているといえよう。

¹ Andrew L. Stigler, "A Clear Victory for Air Power; NATO's Empty Threat to Invade Kosovo," *International Security*, No. 27 (March 2003), p. 155.

² デーヴィット・マッカイズック「大空からの声」(ピーター・パレット編『現代戦略思想の系譜—マキャヴェリから核時代まで—』防衛大学校「戦争・戦略の変遷」研究会訳、ダイヤモンド社、1989年)541頁。なお、エア・パワーという言葉自体の由来は、H・G・ウェルズ『空中戦争』(1908年)まで遡る(同上、544頁)。

³ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈1〉』(朝雲新聞社、1971年)294頁。

⁴ 陸軍大学校刊行「航空戦術講授録」(同上、210-220頁)。

⁵ 小笠原は、1917(大正6)年12月以降約4年間、参謀本部で航空統帥関係の業務を担当し、この間、フォール大佐の仏国航空団及びジョノ一少佐の航空術教育を受けている。

⁶ 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈1〉』224頁。

⁷ 同上。

⁸ 同上、404頁。

⁹ 同上、436-437頁。それまでの航空部隊の教育練成は「飛行隊教練仮規定」、「気球隊教練仮規定」等であった。

¹⁰ 「航空兵操典編纂ノ件」陸軍省「大正九年大日記 甲輯」(防衛研究所図書館所蔵)。

¹¹ 日本の運用規範書は、将来の軍備構想、運用構想を提示するものとはなっていない。一方、米英空軍のそれは「ドクトリン」と称し、ドクトリンに基づき装備・編制が決定されるとの発想に立っている(荒木淳一「航空戦力ドクトリンの創造に関する一考察—日本陸軍における航空教義の変遷を中心として—」防衛研究所第50期一般課程課題研究論文、2003年)。

¹² この当時の航空部隊としては飛行隊と気球隊があり、両者の戦闘及び訓練方式は大いに異なり、「戦闘原則」は飛行隊のみに適用するとした(「航空兵操典編纂ノ件」)。

¹³ 「航空兵操典制定ノ件」。

¹⁴ 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈1〉』528、549頁。

¹⁵ 軍政・教育・統帥を一体化しようとする案は二・二六事件後の改革案として「航空総監部」創設案があり、その後、航空兵団構想となった。この構想は三機能の分限を規定した明治憲法に反するものであり、結局、権限が限られた航空兵団となった(同上、506、508頁)。

¹⁶ 陸軍航空本部調製「航空部隊用法(附編纂理由書)」1937年11月(防衛研究所図書館所蔵)。なお、航空部隊用法が対象とした部隊よりも上級の航空兵団の運用に関しては「飛行大部隊ノ用法」として参謀本部が定めるとした。

¹⁷ 航空部隊用法では、航空会戦を「限定セル作戦目的ヲ達成スル為飛行集団以上ノ大部隊ヲ以テ行フ某期間の戦闘及機動」とし、航空作戦を「通常飛行集団以上ノ対敵行動ヲ総称シ航空会戦ノ

連続」としている（同上）。

¹⁸ 同上。

¹⁹ 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈1〉』552-553頁。

²⁰ 「航空部隊用法」。

²¹ 国防方針における短期決戦思想については、黒野耐『帝国国防方針の研究－陸海軍国防思想の展開と特徴』（総和社、2000年）319-320頁を参照。

²² 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈1〉』548-549頁。

²³ 「航空視察団報告第一巻」1936年10月～1937年2月（防衛研究所図書館所蔵）5頁。

²⁴ 同上、8-9頁。

²⁵ 同上、7頁。陸上基地からの対艦航空攻撃の戦例とし「伊『エ』戦争」を挙げている。

²⁶ 同上、17頁。

²⁷ 「航空部隊用法」41頁。

²⁸ 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈2〉』（朝雲新聞社、1974年）215頁。

²⁹ 昭和13（1938）年、初代航空総監になった東條英機中將の訓示（同上、216-217頁）。

³⁰ 「航空作戦綱要編纂要旨ノ件」陸軍省『密大日記 第二冊』昭和15年（防衛研究所図書館所蔵）。

³¹ 防衛研修所「我が旧陸軍航空部隊運用（思想典範令）関係の推移」1960年（防衛研究所図書館所蔵）7頁。

³² 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈2〉』219頁。

³³ 「航空作戦綱要編纂要旨ノ件」。

³⁴ 同上。航空作戦綱要において「地上作戦直接協力」という語が初めて使用された。

³⁵ 同上。綱領第十一「航空兵ノ本領」で述べている。

³⁶ 「航空作戦綱要」の編纂要旨の方針には「兵備改善ニ即応シ且今次事変ノ経験ニ鑑ミ」とある。

³⁷ 「我が旧陸軍航空部隊運用（思想典範令）関係の推移」12頁。

³⁸ 谷川と菅原の航空作戦指導の詳細については、横山久幸「南方戦線における航空作戦指導」（防衛研究所『平成14年度戦争史研究国際フォーラム報告書』2003年3月）を参照。

³⁹ 同上、187頁。

⁴⁰ 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈1〉』205頁。

⁴¹ 『戦史叢書 南方進攻陸軍航空作戦』（朝雲新聞社、1970年）182-189頁。

⁴² 同上、660頁。

⁴³ 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈3〉』（朝雲新聞社、1976年）219頁。

⁴⁴ 「我が旧陸軍航空部隊運用（思想典範令）関係の推移」12頁。

⁴⁵ 陸軍航空総監部は、教育総監に替わって航空に関する教育の業務を総括するところとして、1938（昭和13）年に設置された。総監は陸軍航空本部長を兼任した。

⁴⁶ 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈2〉』553頁。

⁴⁷ 陸軍航空総監部「航空作戦綱要」1943（昭和18）年12月（防衛研究所図書館所蔵）。

⁴⁸ 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈2〉』554頁。

⁴⁹ 同上、556頁。

⁵⁰ 「航空作戦綱要」4、117頁。

⁵¹ 同上、20、93-99頁。

⁵² 「我が旧陸軍航空部隊運用（思想典範令）関係の推移」12頁。

⁵³ 陸軍では、大正9年の陸軍航空制度委員会、昭和10～12年の伊藤、大島各航空視察団と石原莞爾作戦課長の案及び昭和16年の山下視察団での空軍独立論があった。

⁵⁴ Wesley F. Craven and James L. Cate (eds.), *The Army Air Force in World War II*, Vol. 6: *Men and Planes* (Chicago & London: The University of Chicago Press, 1955), p. 4.

⁵⁵ *Ibid.*, p. 6.

⁵⁶ *Ibid.*

⁵⁷ 「航空作戦綱要」99頁。

⁵⁸ Craven & Cate, *The Army Air Force in World War II*, pp. 12-13.

⁵⁹ Ibid., pp. 19-21.

⁶⁰ 例えば、外国の模倣から脱し戦前・戦中を通じて最も活躍した九七式重爆撃機は1936（昭和11）年に制式（I型）が内定し、航続距離は600、爆弾搭載量750kgであった。この重爆は1939（昭和14）年に改良（II型）され、それぞれ1200、最大1000まで延びた。一方、B-17のそれは4030、3000であった。

⁶¹ Ibid., p. 4.

⁶² 横山「南方戦線における航空作戦指導」187頁。

⁶³ 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈3〉』（朝雲新聞社、1976年）389頁。

⁶⁴ 『戦史叢書 陸軍航空の軍備と運用〈2〉』554頁。

（防衛研究所戦史部所員）